

発刊にあたって

令和元年度当センターの活動の概要を報告いたします。

相談事業として、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談等に加えて、「こころの電話相談」「わかちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」などの電話相談を行っています。また地域の関係機関からの要請や相談を受けて地域活動への支援を行い、保健所への心理職の派遣、ひきこもり支援コーディネーターによる市町村等への後方支援や電話相談を行っています。

研修事業として、府職員及び関係機関職員を対象に、初任者から経験のある職員に対して、精神保健福祉研修・事例検討を行い、人材育成・資質向上に努めています。また、災害時に備えて、大阪 DPAT 養成研修と災害時等こころのケア研修・災害時訓練を実施しています。

その他、精神医療審査会事務局、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証交付審査、精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査、療養環境検討協議会事務局(大阪市・堺市と共同で運営)、措置診察や移送の手続き、精神科救急医療情報センターなどの事業を行っています。

重点課題として、依存症関連機関連携会議及び専門部会で依存症の本人及び家族等への支援に関することについてご意見をいただき依存症対策に取り組んでいます。

今年度は、「ギャンブル等の問題でお困りの方(ご本人)の状況についてのアンケート調査」を行いました。依存症は適切な治療と支援により回復が可能ですが、地域における支援体制がまだ十分に整っていないため、当センターで依存症専門相談や、依存症家族やギャンブル等依存症の人を対象とした集団プログラムを実施するとともに、関係機関職員を対象に対応力向上のための研修や事例検討による人材育成、啓発のためのリーフレット作成、ホームページでの情報提供等を行っています。また、相談・治療・回復を途切れなく支援するための連携ネットワークである大阪アディクションセンター(OAC)のさらなる充実のため加盟機関・団体の情報共有を図り、顔の見える関係づくりのため地域でのミニフォーラムを開催しています。

自殺に関しては、大阪府では、今なお年間1,200人を超える自殺者があり、継続した対策が必要です。引き続き、相談支援、ゲートキーパー養成、市町村自殺対策計画の支援、学校と連携した若年者の自殺防止対策、自死遺族への支援等の取り組みを進めています。

府民への啓発や相談窓口・医療機関等の情報提供、保健所や市町村等の人材育成のため依存症・災害時こころのケア・こころの健康等に関する刊行物の発行をしています。これらはホームページ「こころのオアシス」で公開しています。また、精神保健医療福祉関係者向けに「こころのオアシス通信」を配信しています。

研究事業の一つとして、福井大学友田明美研究室、枚方市・豊中市、大阪府内の保健医療福祉行政関係機関とともに「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」に関する社会実装研究を行っています。マルトリートメントの予防、養育者支援にしっかりとつなげていきたいと考えています。

当センターは、府民のこころの健康づくりを進める拠点として、関係機関・団体等との連携・協力をさらに深め課題解決に取り組んでまいります。府民の皆様、関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和3年2月

大阪府こころの健康総合センター

所長 籠本 孝雄

<これより本文>

I. 概要

1. 設立の目的及び業務

大阪府こころの健康総合センター(以下「センター」という。)は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する中核施設として条例により設置されている。当センターは保健所や、社会復帰関連施設、医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としている。さらに、精神保健福祉法の理念にのっとり、従来の精神保健福祉センターでは十分に組み込まれてこなかった、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることに取り組むこととしている。

センターは、次の業務を行うこととしている(大阪府こころの健康総合センター処務規定より)。

- (1) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための事業の企画に関すること。

- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る行政機関及び関係団体との連携及び調整に関すること。
- (4) 災害時におけるこころのケア活動に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る人材育成及び相談に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第四節に規定する自立支援医療費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関すること。
- (9) 大阪府精神医療審査会の事務に関すること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項の意見の陳述に関すること及び第二十六条第一項の技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六第一項の規定による精神科病院への立入検査に関すること。
- (12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による精神保健指定医に関すること。
- (13) 精神医療に係る調査研究に関すること。
- (14) 精神障害者の権利擁護を図るための関係行政機関及び関係団体との連携に関すること。
- (15) 保健所における精神保健及び精神障害者の福祉に係る業務の支援に関すること。
- (16) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るものの活動の支援に関すること。
- (17) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項に規定する精神保健指定医の診察及び法第二十九条第一項の規定による入院に関すること。
- (18) 法律第三十四条の規定による移送に関すること。
- (19) 自殺対策推進センターの運営に関すること。
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため必要なこと。

2. 基本理念・基本方針

基本理念

「私たちは、府民のこころの健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者の人権の尊重と福祉の増進をめざします。」

基本方針

- (1) 精神障がい者の医療及び福祉の向上を図ります。
- (2) 時代のニーズに応じた専門相談及び技術支援を行います。
- (3) 地域の精神保健福祉を支える人材を育成します。
- (4) 関係機関との連携を進め、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを支援します。
- (5) 精神保健に関する調査研究・情報発信を行います。

3. 沿革

昭和 27(1952)年 8 月	大阪府精神衛生相談所設置
昭和 37(1962)年 4 月	大阪府立公衆衛生研究所に精神衛生部開設
平成 6 (1994)年 4 月	大阪府精神衛生相談所及び大阪府立公衆衛生研究所精神衛生部を廃止し、大阪府立こころの健康総合センターとして新築オープン
平成 14(2002)年 4 月	大阪府こころの健康総合センターに改称

4. 施設概要

所在地 〒558-0056 大阪市住吉区万代東 3 丁目 1-46

TEL:代表 06-6691-2811、FAX:06-6691-2814、E-mail: kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp、ホームページ: <http://kokoro-osaka.jp/>

施設規模 鉄筋コンクリート地上 4 階、地下 1 階

敷地面積 約 1,900 m² 建築面積 約 850 m² 延床面積 約 3,300 m²

最寄りの交通機関 大阪シティバス「府立総合医療センター」、阪堺電軌上町線「帝塚山四丁目」、
JR 阪和線「長居」、Osaka Metro 御堂筋線「長居」、南海電鉄高野線「住吉東」

5. 機構

当センターにおける職員配置及び事務分掌は以下のとおり。(令和 2 年 3 月 31 日現在)

総務課

1. 庶務、2. 予算、3. 他課分掌外事務

事業推進課

1. 企画・調整、2. 普及啓発、3. 調査・研究、4. 精神保健福祉関連団体への支援、5. 自殺対策に関すること、6. 依存症対策に関すること、7. 災害時等こころのケア活動に関すること

医療審査課

1. 自立支援医療費の支給認定に係る事務、2. 精神障害者保健福祉手帳の判定に係る事務、3. 精神医療審査会、
4. 精神科病院への立入検査

地域支援課

1. 精神保健及び精神障がい者の福祉に係る相談に関すること、2. 電話相談、3. 教育研修、4. 地域精神保健福祉
活動への支援、5. 社会復帰関連事業への支援、6. 措置診察業務に関すること、7. 精神科救急医療に関すること

6. 決算の状況

令和元年度の決算状況は、歳入が **7,428,072** 円、歳出が **15,561,750** 円であった。

II. 事業

1. 精神保健福祉に関する企画

概要

精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための取組みや事業を企画・実施し、事業評価を行っている。

(1) 災害時等こころのケア活動に関すること

1) 大阪 DPAT 養成研修と災害時等こころのケア研修・災害時訓練

災害等が発生した際には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関等との連携、マネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要であり、このような活動を行うために大阪府によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(DPAT)を養成する研修、災害時等におけるメンタルヘルスに関する問題、PFA(心理的応急処置)を学ぶ研修及び災害時訓練を実施した。

(2) 産業保健分野との連携事業

勤労者のこころの健康問題への対応力の向上を図るため、産業保健活動を行っている大阪産業保健総合支援センターと連携し、企業の健康管理業務や人事労務の担当者を対象に、こころの健康づくりに関する講習会を実施した。

(3) 公民協働事業

1) 普及研修

保健所や学校等が飲酒防止教育を行う上での必要な知識やポイントについて学ぶことができるよう、飲酒防止教育普及研修を開催した。

2) 飲酒防止教室

平成 30 年度に作成した『大阪府版 飲酒防止教室実施者用テキスト』を活用して、府内の学校で実施された飲酒防止教室は計 13 回で、参加者数は実 1,735 人であった。また、学校教員向けの説明会等でもテキストが活用された。

3) 普及検討会議

令和元年度に実施された飲酒防止教育の効果検証と普及のための意見交換を目的に、飲酒防止教室普及検討会議を開催し、アルコール関連問題への取組みを行っている民間団体や府保健所等と協働で、飲酒防止教育の幅広い活用をめざして副読本を作成した。

2. 普及啓発

概要

当センターでは、こころの健康づくりを推進するため、府民が利用できる「こころの健康図書コーナー」を開設するとともに、各種刊行物やホームページにおいて、こころの健康づくりに関する情報提供・普及啓発と医療機関・相談機関などの社会資源に関する情報提供を行っている。

事業実績

(1) 刊行物による情報提供・普及啓発

1) 大阪府内で精神疾患の診療を行う機関

府内の精神保健福祉関係相談窓口及び精神科医療機関を対象に「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」を発行した。また、詳細なデータを随時更新し、ホームページにおいて情報提供した。

2) 新規作成刊行物

「ギャンブル等とは?」「ストレスってなに?」「あなたのストレスだいじょうぶ?」「ストレスマネジメント」「ギャンブル等の問題で困っている人のために」「処方薬・市販薬への依存(乱用)の問題で困っている人のために」「ひとりで悩まないで～相談窓口一覧～」「子どもとアルコール問題に関する Q&A 集～飲酒防止教育を実施する前に～」を作成した。

3) メールマガジン「こころのオアシス通信」

市町村や医療機関等関係者向けに、当センターが実施する事業や作成したリーフレットなどを広報し、地域の精神保健福祉活動を推進することを目的に、メールマガジン「こころのオアシス通信」を、計 **12** 回配信した。精神保健福祉業務に役立つ国や全国の動きや、新型コロナウイルス感染拡大時には臨時号として、こころのケアに関する情報などについても情報提供した。

(2) ホームページによる情報提供・普及啓発

1) 「こころのオアシス」(<http://kokoro-osaka.jp/>)

ホームページ「こころのオアシス」において、精神保健福祉に関する総合的な情報提供を行った。また、携帯電話用ホームページにおいて、様々な分野の相談窓口の情報を提供した。

2) 「庁内Web」(庁内限定)

大阪府庁内イントラネット上に「精神保健福祉情報」を掲載し、庁内の精神保健福祉関係業務に従事する職員向けに、業務の円滑な推進に資する各種の情報を提供した。

(3) こころの健康図書コーナーの図書数

今年度の蔵書総数は、**36,100** であり、新規図書数は、図書 **71**、雑誌 **96**、資料 **152**、参考図書 **2** であった。

3. 府職員及び関係機関職員への研修(人材育成)

概要

精神保健福祉業務に従事する職員(府健康医療部等精神保健福祉担当職員、市町村・福祉事務所担当職員、医療機関職員、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスを行う事業所職員等)の資質の向上を目的に、広く関係者の育成を図った。

「健康医療部等精神保健福祉担当職員研修」はケースワーカー・保健師・心理職員等に対する研修で、表 **3-1** の体系に基づき階層別で開催した。また、「関係機関職員研修」として、市町村・福祉事務所・医療機関・障がい福祉サービス事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修を表 **3-2** のとおり実施した。

なお、開催にあたっては、(一社)大阪精神科病院協会と(公社)大阪精神科診療所協会の後援を受けた。

階層別研修は、対象者を精神保健福祉業務に従事した年数に分けて実施する研修であり、新転任者、**2年目、3年目、4年目以上の職員、保健所精神保健福祉チームリーダーの5階層**となっている。

新転任者対象のベーシック研修は、新たに精神保健福祉業務に従事することになった職員が、実務知識を習得するための講義を中心とした基礎的な研修である。

2年目、3年目の職員を対象としたステップアップ研修では、地域での実践を振り返りながら相談支援のスキルを高めることができるよう、事例検討や演習を行った。

例年**4年目以上**を対象としているスキルアップ研修については、依存症回復施設及び自助グループの見学を実施した。

スーパーバイズ研修は、保健所の精神保健福祉チームリーダー等を対象に、スーパーバイズの技術を身につけ、チーム員の相談対応力を向上させることができるよう、講義と事例検討を行った。

4. 調査研究

概要

精神保健及び精神障がい者の福祉に係る調査研究を行っている。

学会発表

近畿公衆衛生学会

依存症対策における人材養成と多機関連携～事例検討会を通して～

平山 照美

近畿公衆衛生学会

大阪府こころの健康総合センターにおけるギャンブル等依存症相談について～個別・集団プログラム導入前後の相談回数の比較～

鹿野 勉、仙波 由美、道崎 真知子、飯田 未依子、池田 美香、笹井 康典

日本公衆衛生学会

行政機関でのギャンブル等依存症の相談来所者に対する提供サービスの内容とその転帰

高田 宏宗、平山 照美、籠本 孝雄

研究協力

1) 児童虐待防止と家族支援の社会実装の構築に関する検討会

国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術開発研究センター (**RISTEX**) では、社会の具体的な問題を解決するための研究開発が行われている。その中の研究プロジェクトの一つである「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」における、福井大学 教授 友田明美氏の分担研究成果の社会実装(実用化)の可能性と課題を探ることを目的とし、大阪府内の保健福祉行政・医療関係者と研究者との意見交換を行った。

5. 自殺対策

概要

全国の自殺者数は、平成**10年**以降、**3万人**を超える状態が続いていたが、平成**22年**から減少傾向となり、平成**24年**に**3万人**を下回り、令和元年は**20,169人**であった。

大阪府の自殺者数も全国と同様に推移し、平成**10年**に**2千人**を超えて以降、高止まりの状態推移していたが、平成**23年**から減少し始め**2千人**を下回り減少傾向であったが、令和元年は前年より**44人**減の**1,231人**(警察庁の自殺統計)となっている。

大阪府においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成**30年3月**に基本指針の一部改正を行った。本指針は、平成**28年4月**に自殺対策基本法の一部が改正されたことを受けて、都道府県自殺対策計画として位置付けられ、「毎年、府内の自殺者数の減少を維持する」「早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するように支援する」ことが新たな目標として掲げられた。

当センターでは、平成**21年度**設置の自殺予防情報センターを平成**28年4月**に「大阪府自殺対策推進センター」とし、関係機関と連携を図りながら、市町村における自殺対策計画の策定の支援や、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、地域における自殺対策の関係者に対して研修などを行い、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を図った。

(1) 大阪府自殺対策推進センター

保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関(以下「関係機関」という。)と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対する研修等を行った。

また、厚生労働省が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」を利用した回線を当センター内に8月までは3回線、9月からは2回線としてLINEアプリを利用した「こころのLINE電話相談」を平成30年9月から令和2年3月31日まで1回線設置し、自殺予防のための電話相談の充実を図るとともに、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月の1か月間においては、24時間体制で「集中電話相談」(一部民間団体に委託)として実施した。

さらに、平成27年度途中から40歳未満の人を対象に、毎週水曜日に若者専用電話相談電話「わかぼちダイヤル」を実施し、様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、自殺予防につなげる取組みを行った。

1) 自殺対策に関する情報提供・普及啓発

○ホームページによる情報提供

『こころのオアシス』(<http://kokoro-osaka.jp/>)に「自殺対策」のページを設け、大阪府の自殺対策や悩みの相談窓口などの情報提供を行うとともに、悩みの相談窓口について、QRコードからもアクセスできるよう工夫した。

○大阪府内の各市町村における自殺の状況

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計を行った「地域における自殺の基礎資料」を用いて、各市町村等における地域の月別及び年間の自殺者の状況をまとめ、各地域での自殺対策に役立ててもらえるよう情報提供を行った。

○自殺対策普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にロビーでの啓発展示や、『こころのオアシス』の啓発バナーの設置、厚生労働省作成のポスター等の関係機関への配付などを行った。

2) 自殺対策研修

保健所・市町村等地域の相談体制の整備や精神保健福祉にかかわる職員が社会問題として共通認識をもち、地域の自殺予防のゲートキーパーの役割を果たし、「気づき」「話を聴き」「つなぎ」「見守る」など、自殺予防のために適切な対応ができるよう相談従事者を対象にした研修会を開催し、人材養成を図った。

3) 自死遺族相談

平成21年10月から自死遺族等を対象に来所による個別専門相談を行い、安心して話せる場所や必要な情報の提供などを行っており、令和元年度の自死遺族相談に関する相談は、電話相談が実28件(延34件)、来所相談件数は実26件(延114件)であった。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、自死遺族相談事例検討会を3回開催した。

4) こころの健康相談統一ダイヤル

大阪府では、国が運用している「こころの健康相談統一ダイヤル(以下「統一ダイヤル」という。)」に、平成24年9月から加入し、自殺予防のための電話相談を実施している。

令和元年度は、「統一ダイヤル」による電話相談を2回線で、LINEアプリを使用した「こころのLINE電話相談」を1回線で実施した。統一ダイヤルの相談件数は5,383件、「こころのLINE電話相談」は868件、総相談件数は6,251件であった。

5) 「こころの健康相談統一ダイヤル」集中電話相談

平成24年度から、夜間休日の相談を民間団体に委託し、集中電話相談を実施している令和元年度は自殺予防週間のある9月と、自殺対策強化月間の3月の各1か月間24時間電話相談を実施した。

6) 若者専用電話相談

様々な悩みを抱えた若者の自殺予防を図るため、平成**27**年度から、毎週水曜日**9時30分**から**17時**とし、若者(**40**歳未満の方)を対象とした電話相談「わかぼちダイヤル〜わかものハートぼちぼちダイヤル〜」を開設した。令和元年度の総相談件数は**559**件、うち**40**歳未満の相談が**77**件であった。

7) 電話相談従事者養成研修

「統一ダイヤル」、「若者専用電話相談」、「こころの電話相談」に従事する電話相談員等を対象に、ゲートキーパーとしてのスキルを学び高めることができるようゲートキーパー養成研修を実施するとともに、相談者に対する理解を深め、適切な援助が提供できるよう事例検討を行うことにより、電話相談員等の資質の向上を図った。

8) 大阪府版ゲートキーパー養成研修

保健所と共同で作成した『大阪府版ゲートキーパー養成研修講師用テキスト』(「基礎情報編・ロールプレイ編」、「基礎情報編・若年者支援編」)及び受講者用『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』(「基礎情報編」①初級編・②中級編・③若年者支援編、「ロールプレイ編」①傾聴技法初級・②傾聴技法中級・③見るロールプレイ・④シナリオロールプレイ・⑤実践ロールプレイ)を用いて、ゲートキーパー養成研修テキスト講習会と、各地域で実施されるゲートキーパー養成研修の講師協力を行った。

○大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会

令和元年度の開催回数は**1**回で、受講者は**31**機関、**43**人であった。

○ゲートキーパー養成研修

令和元年度に『大阪府版ゲートキーパー養成研修用テキスト』を活用して、府内で開催されたゲートキーパー養成研修は計**55**回で、参加者は延**1,582**人であった。(J-1研修含む)

9) SOS の出し方教育

SOS の出し方教育のツールとして作成した冊子「こころの健康について考えよう！」について、各学校の授業で活用するため、中学校2校、高等学校2校にモデル実施を行った。

10) 市町村自殺対策計画策定支援

平成**28**年に改正された自殺対策基本法の第**13**条第**2**項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の事情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるもの」とされ、大阪府内の市町村・保健所に対して、自殺対策計画策定のために電話・メールで助言・情報提供などの支援を**117**件行い、中核市(**3**市)における計画策定会議に**9**回(**3**市)出席した。

令和元年度末現在で、**41**市町村(政令市を除く)、全てにおいて地域自殺対策計画が策定された。

11) 自殺対策関係会議への出席・協力

○大阪府の自殺対策推進にかかる会議に出席・協力するとともに、大阪府及び中核市保健所で開催される自殺対策に関する会議に出席し、情報提供や技術支援等を行った。

○市町村自殺対策主管課担当者会議に出席し、技術支援を行った。

(2) 技術支援

1) 大阪府妊産婦こころの相談センター

大阪府では、精神的に不安定な時期にある妊産婦へのサポート体制強化により妊産婦の自殺防止を目的として、平成**28**年**2**月から大阪母子医療センター内に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を設置し、メンタルヘル스에不調を抱えている妊産婦及びその家族・パートナーに対して専任の相談員が相談支援・適切な支援機関へのつなぎ・関係機関への助言等を行っている。

当センターは、相談員への助言、運営会議及び実務担当者会議への出席などを通し、精神保健福祉領域での技術支援を行った。

6. 依存症対策

概要

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患であるが、依存症であるという認識を持ちにくいといった依存症の特性や、専門医療機関や地域における支援体制が十分整っていないことなどから、依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられていないという状況である。

大阪府、大阪市、大阪府警本部の三者が協力して取組みを行う「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み(5ヵ年計画)」の1つである、「薬物依存症者等ケア強化事業」(平成26年度～30年度)を開始し、当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症の本人や家族へのケア水準の向上を目的として、事業に取り組んできた。

令和元年度は、「依存症対策強化事業」として、①普及啓発の強化、②相談支援体制の強化、③治療体制の強化、④切れ目のない回復支援体制の強化を4本柱として、取組みを行い、依存症対策の強化を図った。

(1) 普及啓発の強化

○依存症に関するリーフレット等の作成

依存症の正しい知識や相談窓口を伝えるためのリーフレットやちらしを作成した。

○ホームページでの依存症に関する情報提供

依存症の基礎知識や相談窓口、リーフレットなどの刊行物、関係機関向け研修、関係機関連携会議などについてホームページで情報提供した。

○ロビー展示

ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)、アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)に合わせ、ロビーでポスター等の展示を行った。

(2) 相談支援体制の強化

1) 依存症専門相談(依存症相談拠点支援センター)

本人及び家族からのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症全般に関する相談を実施するとともに、関係機関へのコンサルテーションを実施した。ギャンブル等依存症問題啓発週間期間中には、「夜間特別相談会」(18時から20時)を実施した。

令和元年度の依存症に関する相談件数は実462件、延1,006件である。

2) 依存症家族サポートプログラム

薬物依存症とギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることや家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、**CRAFT**をベースにした家族心理教育のためのプログラムを実施した。

3) ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム

ギャンブル等の問題で困っている人が、ギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、ワークブック「おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム(O-GAT)」を用いて、試行的に集団での回復プログラムを実施した。

4) 大阪府依存症関連機関連携会議

依存症の本人及び家族等への支援に関すること、大阪アディクションセンターに関することについて協議・検討するために、行政・司法・医療・福祉関係者・当事者等によって構成される大阪府依存症関連機関連携会議を開催し、専門的な事項を協議・検討するために、アルコール健康障がい対策部会と薬物依存症地域支援体制推進部会の2つの部会を開催した。

5) 依存症相談対応・基礎研修(A-1)

講義と体験談から依存症についての正しい知識を学び、相談窓口で適切な対応ができるよう、関係機関職員を対象に研修を実施した。

6) 依存症相談対応・実践研修(A-2)

「家族支援」「予防教育」といった依存症に関するテーマを設定し、テーマに合わせた関係機関職員を対象に研修を実施した。

7) 依存症相談対応・強化研修(A-3)

依存症の本人・家族への支援の質の向上や支援者のスキルアップのため、相談支援の経験がある関係機関職員を対象に研修を実施した。

8) 行政機関職員向けギャンブル等依存症研修

ギャンブル等依存症に関する基礎的な知識や治療拠点機関で行われている治療について行政機関の職員が学ぶ研修を実施した(大阪精神医療センターに委託)。

9) 大阪保護観察所「薬物再乱用防止プログラム」への参加

大阪保護観察所で行われている「薬物再乱用防止プログラム」に実施補助者として参加し、相談窓口などの情報提供を行った。

10) 「大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト」の活用

保健所と共同で作成した「大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト」(「基礎情報編」、「相談の受け方編」、「ロールプレイ編」)を活用して、保健所等で開催された依存症に関する研修会は計 **10** 回で、参加者は延 **390** 人であった。

(3) 治療体制の強化

1) 医療機関職員専門研修

府内の医療機関職員向けに、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的として、**3** 回研修を実施した(大阪精神医療センターに委託)。

2) 依存症認知行動療法プログラム普及支援事業

依存症に関する専門プログラムを提供する医療機関が少ないことから、依存症治療拠点機関である、医療機関からの専門プログラム見学の受け入れやプログラム実施にあたっての支援等を行った(大阪精神医療センターに委託)。

(4) 切れ目のない回復支援体制の強化

1) 大阪アディクションセンター(OAC)の運営

関係機関が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター(OAC)を平成 **27** 年 **5** 月に当センターを事務局として設置し、平成 **29** 年 **4** 月から本格稼働している。令和 **2** 年 **3** 月末現在、**53** 機関・団体が加盟している。

○OACミニフォーラムの実施

関係機関・団体同士が情報共有・連携し、また支援担当者同士の顔の見える関係づくりを進めるため、ミニフォーラムを開催した。第一部では依存症の基礎知識と借金問題についての講義、第二部では本人や家族による体験談や交流会により、顔の見える関係づくりの機会とともに、体験や活動について知る機会を設けた。

○メーリングリストの活用

メーリングリストを活用し、加盟機関・団体間の情報共有を推進した。

○啓発週間の取組の紹介

ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月 **14** 日～**20** 日)とアルコール関連問題啓発週間(**11** 月 **10** 日～**16** 日)に、加盟機関・団体が取り組む啓発活動をホームページに掲載し、情報共有及び情報提供を行った。

○大阪アディクションセンター活動状況冊子の更新

加盟機関・団体同士の連携を促進するため、各機関の活動状況をまとめた冊子を更新した。

○OACアンケートの実施

加盟機関・団体を対象に、OACの活用状況や加盟機関の連携状況などについてアンケートを実施し、結果をまとめ

た。

(5)その他

1)事業協力

全国健康保険協会大阪支部重複受診対策

全国健康保険協会大阪支部が行った調査研究「薬物探索行動による睡眠薬の過料処方者へのレセプトデータを用いた介入」の報告を受け、意見交換を行った。

市町村国保における重複受診者への取組み

市町村の国民健康保険担当課が行おうとしている、多受診者への文書介入の取組みについて、事業企画援助・意見交換を行った。

2)「ギャンブル等の問題でお困りの方(ご本人)の状況についてのアンケート調査」の実施

現状でギャンブル等による問題で悩む人の実態を把握し、治療や相談につなぐための対策や、回復への切れ目ない支援の構築などにおける施策のバックボーンとするために、ギャンブル等の問題で医療機関や相談機関を利用した本人を対象に、調査を行った。

7. 精神医療審査会

概要

独立した第三者機関として、精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院届、定期病状報告書の審査及び精神科病院入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。精神医療審査会は**5名**の委員で構成される合議体で、本府では**8合議体 40人**の委員で審査を行っている。

事業実績

令和元年度の審査会開催状況は、本審査会(全体会)**1回**、合議体**72回**であった。

8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)

概要

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に係る審査を行っている。

事業実績

精神障害者保健福祉手帳は平成**23**年度より順次交付事務の権限移譲を行っている。

令和元年度には計**36**市町村が交付事務を行っており、当センターではそのうち判定依頼を受けた診断書の判定を行っている。

9. 精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査

概要

東大阪市・豊中市・寝屋川市にある病院に対して、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療及び保護を確保するため、関係法令の遵守とともに適正な医療及び保護の状況を調査し、必要な指導を行った(高槻市・枚方市・八尾市については、権限移譲)。

精神科病院に入院している措置入院患者及び医療保護入院患者等に、適正な医療の提供及び保護が行われるよう当該患者の病状及び処遇に関する審査を実施した。

(1)精神科病院に対する実地指導の実施

実施病院 **5**病院

○根拠法令等：精神保健福祉法第**38**条の**6**、大阪府精神科病院実地指導実施要領

中核市を含む全保健所対象に、令和元年**6月24日**に実地指導に関する説明会を開催するとともに(**50名**参加)大阪府全体の実地指導の質の向上を図るため、令和元年**3月5日**に研修会を開催した(**22名**参加)。

(2) 措置入院患者等の実地審査の実施

実施病院 38 病院 審査件数 54 件

○根拠法令等：精神保健福祉法第 38 条の 6、大阪府精神科病院入院者実地審査実施要領

10. 精神科医療機関療養環境検討協議会

概要

精神科医療機関療養環境検討協議会は、精神科医療機関内における人権尊重を基本とした適正な医療の確保と療養環境の改善、向上を図ることを目的とし、平成 21 年度に設置された。当センターはその事務局として大阪市及び堺市と共同で運営している。

協議会所属団体は、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護協会大阪府支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪後見支援センター、大阪府保健所長会、学識経験者、大阪府、大阪市、堺市である。

協議会委員または臨時委員が療養環境サポーターとして医療機関を訪問し、改善事項や気づいた点について報告書にまとめ病院にフィードバックし、その報告に対する回答を元に協議会で検討している。令和元年度は 11 病院を訪問し、拘束中の患者へのプライバシーへの配慮や薬の手渡し方法の検討等の必要性について報告を受け協議検討し、療養環境のよりよい質の向上に努めている。

11. 措置診察

概要

精神保健福祉法に規定される申請・通報・届出に基づく、措置診察や移送等の手続きを行っている。

事業実績

令和元年度の申請・通報・届出数の総数は 356 件であった。

12. 医療保護入院等のための移送

概要

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健指定医による診察の結果、精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障がいのために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものについて、その家族等の同意があるときは、本人の同意がなくても医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送を行っている。

事業実績

令和元年度の実績は、依頼が 1 件、実施は 1 件であった。

13. 精神科救急医療情報センター

概要

警察、消防隊、府民(おおさか精神科救急ダイヤル)から依頼のあった夜間・休日に精神科救急医療を必要としている者に対し、救急病院(当番制)への受診、受け入れの調整を行っている。

事業実績

令和元年度の相談件数の総数は 2,725 件であった。

14. 地域活動への支援

概要

府内各地域での精神保健福祉活動の向上を目的として、国・府などの施策動向や各地域の活動状況に関する情報収集及び情報提供、保健所が実施する研修や相談に対する技術支援など、各地域からの要請や相談を受けて必要な支援を行った。

(1) 地域活動への支援

令和元年度に保健所や保護観察所のほか、市町村、障害福祉サービス事業所、医療機関、各種団体等からの要請や相談を受けて支援を行い、総支援件数は**573**件であった。

項目別支援回数で、「その他」を除いて最も多いのは「自殺対策事業関連」で、次に「依存症対策事業関連」となっている。「自殺対策事業関連」では、市町村の自殺対策計画策定等への支援や、「依存症対策事業関連」では、依存症対策の強化のための施策拡大による支援が主なものである。

要請元別支援回数は、「その他」及び「その他関係機関」を除いて、「保健所」が最も多く、次いで「市町村」の順となっている。

問題別支援回数においても、「その他」を除くと「自殺関連」が最も多くなっている。

(2) その他の地域支援に関する取組み

各地域からの要請を受けて行う支援のみならず、府域全体に関する課題についての取組みを進めるため、課題や取組み状況の集約や情報発信などを行った。

1) 地域精神保健福祉活動事例集

地域課題に対し、保健所や関係機関が連携して実施している先進的な取組みや、他の地域が参考となるような取組みをまとめた冊子として、地域精神保健福祉活動事例集**18**「大阪府内保健所における依存症関連問題についての取組み**(2)**」を**500**部作成し、保健所等の機関に配布した。

2) 地域課題の取組みに関する研修会

大阪府の精神保健福祉活動において課題となっていることとして、相談者の背景にある、幼少期に受けた不適切な養育や心的外傷体験などの影響を考え支援できるようになるために『「その人」を理解することから始まる支援～トラウマインフォームドケアから支援を考える～』というテーマの研修を保健所・関係機関や教員を対象に実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により急遽中止とし、当センター職員を対象とした研修としたうえで、講義内容を**WEB**で配信した。

(3) 保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を月**3**回派遣した。主な支援として、本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

(4) 大阪府措置入院者等退院後支援事業

平成**29**年度にモデル的に行っていた措置入院者等への支援計画の作成・計画に基づく支援について、平成**30**年**3**月に厚生労働省がガイドラインを発出したことを受けて、平成**30**年度から「大阪府措置入院者等退院後支援事業」として府内全域での事業を開始した。

令和元年度に当センターは、精神保健福祉センターとして、支援主体の保健所等からの要請に基づいて、面接・会議への同席、手続き面での助言等を行った(**8**事例)。

また、支援主体として帰住先が不明な人への支援を実施した(**1**事例)。

15. 相談

概要

当センターでは、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談を主とした精神保健福祉相談とともに、「こころの電話相談」「若者専用電話相談わかぼちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」「こころの**LINE**電話相談」といった電話相談を実施した。集団支援として「薬物依存症家族サポートプログラム」「ギャンブル等依存症家族サポートプログラム」を開催し、令和元年度より試行的に「ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム」を開催した。また、保健所に心理職員を派遣し、保健所精神保健福祉活動の一端を担った。

ひきこもり地域支援センター事業では、ひきこもり支援専門のコーディネーターが市町村や保健所等での支援に対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施した。

事業実績

(1) 精神保健福祉相談(依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む)

令和元年度の相談受理件数は、電話相談と来所相談をあわせると、新規及び年度新規は実相談件数が**695**件、延相談件数が**1,564**件となった。

(2) 集団支援

1) 薬物依存症家族サポートプログラム

薬物依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、**CRAFT**をベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

期間 令和元年 6月～令和 2年 3月 / 開催回数 2グループ・各 6回 / 参加人数 実 11名(延 52名)

2) ギャンブル等依存症家族サポートプログラム

ギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、**CRAFT**をベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

期間 6月～令和 2年 3月(後期の 5回目・6回目は令和 2年 4月～5月に実施予定) / 開催回数 2グループ・各 6回(後期の 5回目・6回目は令和 2年 4月～5月に実施予定) / 参加人数 実 16名(延 65名)

3) 依存症家族サポートプログラム特別講座

依存症問題で困っている家族に共通する話題・問題を考える一つの機会として、「依存症ってどんな病気?」、「依存症とお金の問題」、「仲間とつながる」の3つのテーマについて特別講座として実施した。

4) ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム

ギャンブル等の問題で困っている人が、ギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、**O-GAT**(おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)のワークブックを用いて、集団プログラムを試行的に実施した。

期間 10月～令和 2年 3月 / 開催回数 全 3回(全 6回の開催を予定したが、うち 3回は参加者数が少ないため、中止もしくは個別実施に変更) / 参加人数 実 5名(延 7名)

(3) 電話相談

1) こころの電話相談

令和元年度の「こころの電話相談」の相談件数は**2,989**件であった。その内、毎週水曜日に行っている「わかぼちダイヤル」の相談件数は**559**件であり、さらにその中で「わかぼちダイヤル」の対象年齢である**40**歳未満(相談者が家族・関係者の場合も含む)の件数は**77**件であった。

当センター内に設置の「こころの健康相談統一ダイヤル」の件数**5,383**件、「LINE電話相談」の件数**868**件を合わせると、電話相談の総件数は**9,240**件となっている。

以下「こころの電話相談」のうち、「わかぼちダイヤル」の**40**歳未満の相談**77**件を除く、**2,912**件についての集計結果を「こころの電話相談」として報告する。

「こころの電話相談」における電話相談者は男性より女性の方が多く、約**7**割は本人からの電話である。相談対象者の年齢別件数をみると**40～64**歳が**48.9%**、**20～39**歳が**9.8%**を占め、居住地域別では大阪市・堺市と他府県及び不明を除くと大阪府域が約**4**割となっている。また、相談内容別件数では、「その他」以外では「こころの健康(日常生活・ストレス)に関するもの」「療養(治療)生活に関するもの」「対人関係(家庭・学校・職場等)の適応に関するもの」が多くなっている。精神保健福祉問題別件数では、「その他」以外では「気分障がいに関する問題」、「その他の精神疾患に関する問題」、「精神病に関する問題」が多くなっている。

2) 若者専用電話相談

40歳未満の人のための専用電話相談として毎週水曜日に「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設しており、令和元年度の相談件数は**559**件であった。また、相談対象者がわかぼちダイヤル対象者である**40**歳未満(相談者が家族・関係者の場合も含む)の相談状況を見ると、相談件数は**77**件であり、うち**61**件が本人からの相談であった。相談者の居住地域別に見ると、大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が約**6**割である。また、相談内容別件数では、「こころの健康(日常生活問題・ストレス)に関するもの」「対人関係(家庭・学校・職場等)の適応に関するもの」が多く、

精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「気分障害に関する問題」「精神疾患に関する問題」「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

3) ころの健康相談統一ダイヤル

令和元年度の「ころの健康相談統一ダイヤル」の相談件数は**5,383**件であった。

「ころの健康相談統一ダイヤル」における電話相談者は女性の方が多く、**6**割弱が本人自身からの電話である。相談対象者の年齢別件数をみると**50**歳代が**18.3%**、**40**歳代が**12.5%**を占めており、居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が約**5**割を占めている。また、相談内容別では、「悩み相談」が約**5**割を占め、中でも人間関係に関するものが**26.8%**となっている。

4) ころのLINE電話相談

平成**30**年**9**月から、「ころの健康相談統一ダイヤル」**3**回線のうちの**1**回線を、電話相談事業の一環として**LINE**アプリを使用した「ころの**LINE**電話相談」に変更して、**SNS**を使用した電話相談を実施した。令和元年度の相談件数は**868**件であった。

5) 集中電話相談

○9月自殺予防週間

令和元年度の**9**月の自殺予防集中電話相談は、**9**月**1**日～**9**月**30**日に「ころの健康相談統一ダイヤル」及び「ころの**LINE**電話相談」をそれぞれ**1**回線を実施し、相談件数は**913**件であった。

男女比率は、女性からの相談が男性の**1.4**倍以上であり、**88.1%**が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると**40**歳代が**27.8%**、**50**歳代が**17.6%**を占めている。居住地別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が約**3**割を占めている。相談内容別では、「病気に関すること」が**23.3%**、「人間関係」に関することが**21.5%**と高くなっている。

○3月自殺対策強化月間

令和元年度の**3**月の自殺予防集中電話相談は、令和**2**年**3**月**1**日～**3**月**31**日に**9**月と同様、「ころの健康相談統一ダイヤル」及び「ころの**LINE**電話相談」を各**1**回線を実施し、相談件数は**1,024**件であった。

男女比率は女性からの相談が男性の**2**倍以上であり、**9**割が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると、**40**歳代が**23.1%**、**30**歳代が**16.2%**を占めている。居住地別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が**2**割強を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関するものが**26.3%**、「病気に関すること」が**23.1%**と高くなっている。

(4) 保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を月**3**回派遣した。本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言など行った。

令和元年度の相談件数は新規(年度新規も含む)**101**件、継続**405**件の計**506**件となっている。対象者の年齢は、**40**～**64**歳が**276**件で約**5**割を占めている。相談内容としては「心理的相談・心の健康づくり」が**406**件と**8**割以上を占め、対象領域としては「心の健康づくりに関する問題」「ひきこもりに関する問題」「発達障害に関する問題」が多かった。

(5) ひきこもり地域支援センター事業

大阪府ひきこもり地域支援センターは、平成**29**年度よりひきこもり支援専門のコーディネーターが、市町村や保健所等の支援ケースに対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施している。

令和元年度は生活困窮者自立相談支援機関への支援が**187**件であり、支援内容は事例に関するコンサルテーションが**94**件、市町村等関係機関への講師派遣が**19**件であった。

また、本人・家族からの電話相談を**6**月**10**日より**10**時から**17**時**45**分までの受付時間で開始し、**9**月**2**日以降は**10**時から**16**時に時間を変更して実施した。令和元年度の相談件数は**333**件であった。

<おわり>

令和3年2月 大阪府ころの健康総合センター 発行